

# 社会保険事業状況（平成19年11月現在）

## I. 医療保険

### 1. 総括

#### (1) 適用状況

平成19年11月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,995万9千人、法第3条第2項被保険者1万2千人、船員保険6万3千人である。前年同月と比べてみると政管健保は37万3千人（対前年同月比1.9%増）、法第3条第2項被保険者は2千人（同17.3%減）、船員保険は1千人（同1.1%減）それぞれ増減している。被保険者数の月別推移は図I-1、図I-2、図I-3のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加傾向にある。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。

また、平成19年11月末現在の政管健保適用の事業所数は157万4千（対前年同月比2.2%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同1.8%減）、平成19年10月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同13.8%減）となっている。

図I-1 政管一般被保険者数の推移

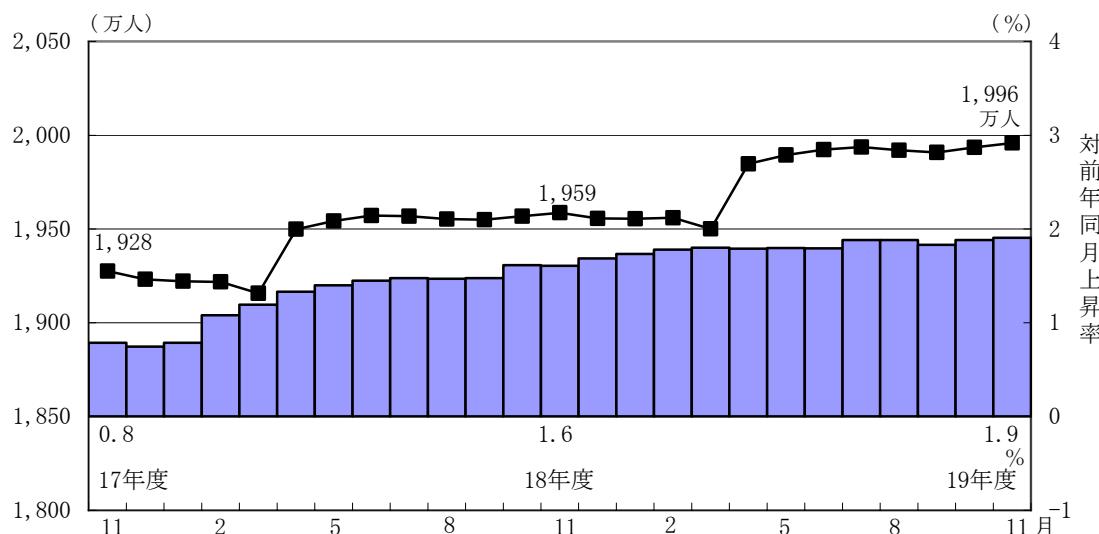


図 I - 2 法第3条第2項被保険者数の推移

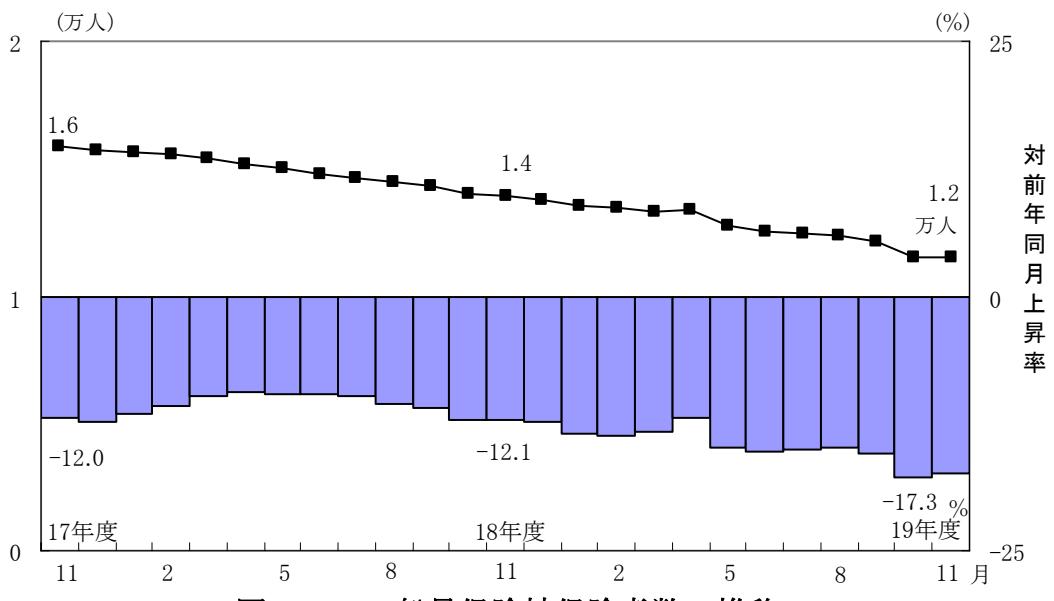
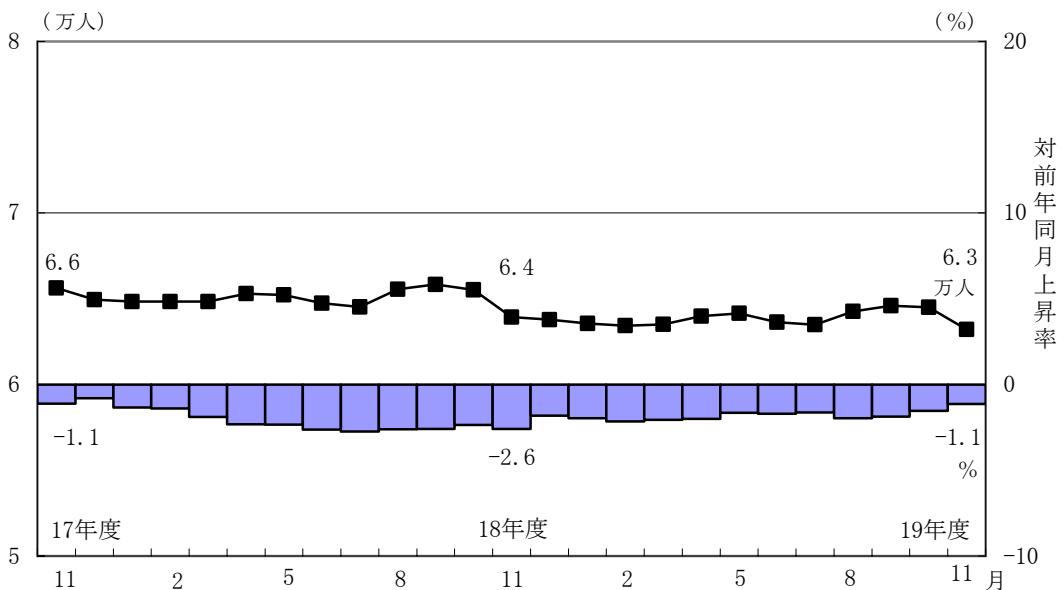


図 I - 3 船員保険被保険者数の推移



平成19年11月末現在の標準報酬月額の平均は、政管健保28万6,470円（対前年同月比0.8%増）であり、船員保険39万1,732円（同2.7%増）である。また、法第3条第2項被保険者の平成19年10月末の賃金日額の平均は1万3,878円（同6.1%増）である。

平成19年11月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保2万2千か所、法第3条第2項被保険者2か所、船員保険の船舶所有者数24か所となっている。被保険者数は、政管健保29万6千人、法第3条第2項被保険者32人、船員保険398人となっており、標準賞与額の平均は、政管健保24万8千円、法第3条第2項被保険者9万8千円、船員保険96万1千円となっ

ている。

各医療保険に加入している平成19年11月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,309万2千人（対前年同月比2.1%増）、法第3条第2項被保険者1万人（同22.2%減）、船員保険7万人（同2.4%減）である。

平成19年11月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額の平均は、政管健保31万7,124円（対前年同月比0.7%増）、船員保険41万9,410円（同2.8%増）である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の平成19年10月末の賃金日額の平均は1万3,919円（同5.5%増）である。

## (2) 給付状況

平成19年11月の保険給付費は、政管健保3,553億9千万円（対前年同月比4.9%増）、法第3条第2項被保険者分1億9千万円（同15.4%減）、船員保険21億6千万円（同8.6%増）である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万8千円（同2.8%増）、法第3条第2項被保険者1万7千円（同2.2%増）、船員保険3万4千円（同9.9%増）である。

## (3) 診療費の状況

平成19年11月の診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は、政管健保3,438億円（対前年同月比3.3%増）、法第3条第2項被保険者分1億7千万円（同23.8%減）、船員保険17億7千万円（同3.8%増）である（第I-1表参照）。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成19年11月)

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
政管健保	千件 21,071	千日 39,237	千万円 34,380	件 数 1.1	日 数 0.2	診療費 3.3
法第3条第2項	9	18	17	△ 25.0	△ 29.4	△ 23.8
組合健保	17,452	30,905	25,359	0.5	△ 0.6	1.9
船員保険	88	180	177	△ 1.3	△ 2.0	3.8
共済組合	5,444	9,612	7,917	△ 1.0	△ 2.0	0.3
小 計	44,065	79,952	67,849	0.6	△ 0.4	2.4
国 保	32,001	71,133	72,489	3.4	2.6	5.8
老人保健	20,251	61,311	75,955	△ 2.6	△ 3.1	0.5
合 計	96,317	212,396	216,293	0.8	△ 0.2	2.8

(注) 1. 各制度とも審査支払機関からの報告による概数である。

2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。

3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

## 2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

### (1) 適用状況

平成19年11月末現在の被保険者数1,995万9千人のうち、男子の被保険者数は1,241万4千人（対前年同月比1.6%増）、女子は754万5千人（同2.4%増）である。また、任意適用被保険者数は21万8千人（同3%増）で全体の1.1%である。

平成19年11月末現在の標準報酬月額の平均は男子が32万7,661円（対前年同月比0.9%増）、女子が21万8,701円（同0.6%増）で、女子は男子の66.7%となっている。

平成19年11月末現在の被扶養者数は1,644万9千人で、扶養率は0.824である。

### (2) 納付状況

平成19年11月の保険給付費は、3,553億9千万円（対前年同月比4.9%増）となっており、うち、医療給付費は3,259億1千万円（同5%増）で保険給付費の91.7%を占めている。また、傷病手当金は133億4千万円で保険給付費の3.8%を占めている。

### (3) 診療費の状況

平成19年11月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は9,144円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は9,650円、高齢受給者の1人当たり診療費は34,468円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数）は、被保険者が552.31、被扶養者が629.68、高齢受給者が1,444.42であり、1件当たり日数は、被保険者が1.81日、被扶養者が1.88日、高齢受給者が2.29日であり、1日当たり診療費は、被保険者が9,154円、被扶養者が8,141円、高齢受給者が10,423円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが図I-4であり、入院外についてみたものが図I-5である。

図 I-4 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移  
(入院:老人保健、高齢受給者を除く)  
(%)

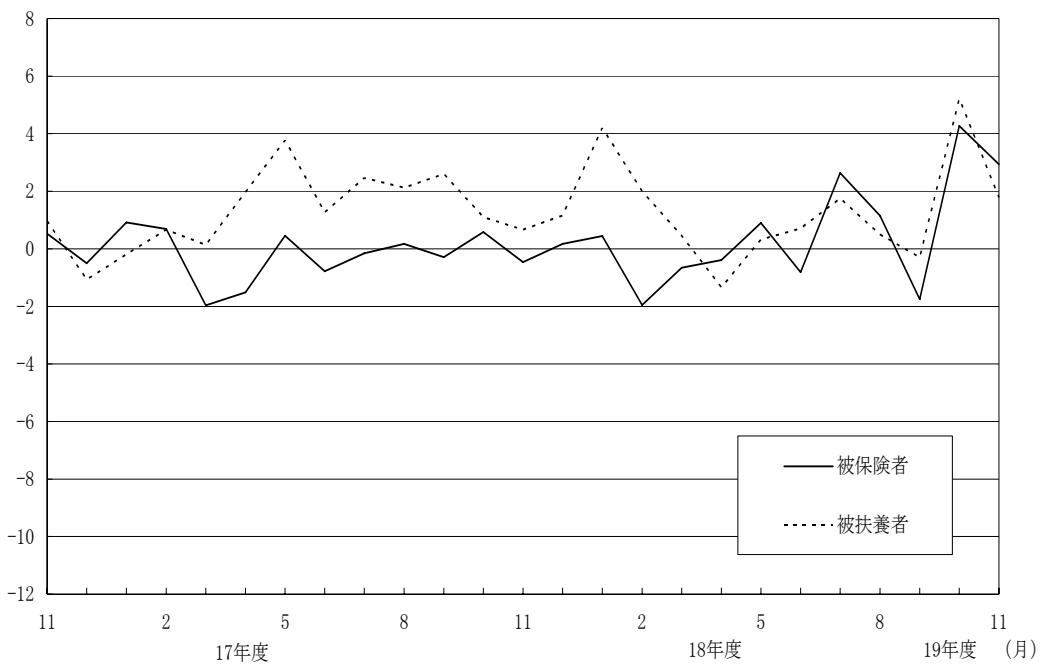
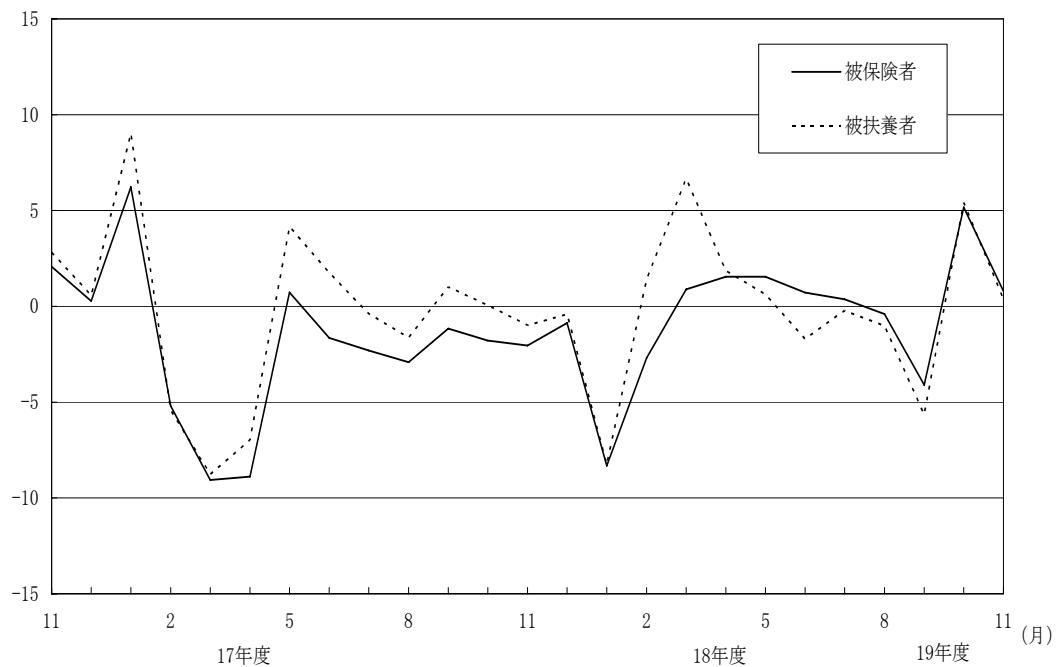


図 I-5 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移  
(入院外: 老人保健、高齢受給者を除く)  
(%)



### 3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

#### (1) 適用状況

平成19年11月末現在の被保険者数1万2千人のうち男子は9千人（対前年同月比12.6%減）、女子は2千人（同32.8%減）である。

平成19年11月末現在の被扶養者数は7千人で、扶養率は0.589である。

#### (2) 給付状況

平成19年11月の保険給付費は、1億9千万円（対前年同月比15.4%減）となっており、うち、医療給付費は1億6千万円（同21.5%減）で保険給付費の85.3%を占めている。また、傷病手当金は2千万円で、保険給付費の12.7%を占めている。

#### (3) 診療費の状況

平成19年11月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は8,848円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は8,067円、高齢受給者の1人当たり診療費は27,821円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数）は、被保険者が452.46、被扶養者が465.10、高齢受給者が941.59であり、1件当たり日数は、被保険者が2.11日、被扶養者が2.07日、高齢受給者が2.71日であり、1日当たり診療費は、被保険者が9,264円、被扶養者が8,388円、高齢受給者が10,919円である。

## 4. 船員保険

### (1) 適用状況

平成19年11月末現在の被保険者数6万3千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月比0.3%減）、漁船（い）が1千人（同2.9%減）、漁船（ろ）が1万8千人（同1.0%減）、疾病任意継続被保険者数は3千人（同11.1%減）である。

平成19年11月末現在の標準報酬月額の平均を船舶種別ごとにみると、汽船等が41万3,642円（対前年同月比1.0%増）、漁船（い）が38万3,351円（同1.7%増）、漁船（ろ）が35万5,573円（同7.6%増）である。平成19年11月末現在の被扶養者数は9万6千人で、扶養率は1.519である。

### (2) 給付状況

平成19年11月の保険給付費は、21億6千万円（対前年同月比8.6%増）となっており、うち、医療給付費は17億6千万円（同7.0%増）で、保険給付費の81.5%を占めている。また、傷病手当金は3億2千万円で、保険給付費の14.8%を占めている。

### (3) 診療費の状況

平成19年11月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は12,482円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は10,321円、高齢受給者の1人当たり診療費は36,003円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数）は、被保険者が508.85、被扶養者が617.32、高齢受給者が1,350.61であり、1件当たり日数は、被保険者が2.13日、被扶養者が1.95日、高齢受給者が2.54日であり、1日当たり診療費は、被保険者が11,536円、被扶養者が8,577円、高齢受給者が10,510円である。